

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年9月8日(2016.9.8)

【公開番号】特開2014-34682(P2014-34682A)

【公開日】平成26年2月24日(2014.2.24)

【年通号数】公開・登録公報2014-010

【出願番号】特願2013-154430(P2013-154430)

【国際特許分類】

C 08 F 8/50 (2006.01)

C 10 G 9/00 (2006.01)

C 08 J 11/12 (2006.01)

C 08 F 10/02 (2006.01)

【F I】

C 08 F 8/50 Z A B

C 10 G 9/00

C 08 J 11/12

C 08 F 10/02

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月21日(2016.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回収したポリエチレンからワックスを製造する方法であって、所定量の回収したポリエチレンを提供することと、前記回収したポリエチレンを200～500の間の温度まで加熱し且つ絶対値が1mmHg～100mmHgの間の圧力下で解重合させることと、

前記回収したポリエチレンを200～2,000の分子量のワックスフラグメントに分解することと、

前記分解している間に、絶対値が1mmHg～100mmHgの間の圧力下で、前記回収したポリエチレンを同時に蒸留し、前記ワックスフラグメントを集め、除去することと、

を含む、方法。

【請求項2】

前記回収したポリエチレンを200～500の間の温度まで加熱する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記回収したポリエチレンは、数平均分子量が10,000～100,000である、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記ワックスフラグメントは、多分散性が1.01～1.5である、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記回収したワックスの60～80%が、前記ワックスフラグメントに変換される、請求項1に記載の方法。